

改正

令和3年3月31日告示第106号

令和5年7月19日告示第246号

土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 本市において安定した人口構造を保持し、将来にわたって活力ある地域を維持していくための施策を推進するに当たり、広く有識者からの意見を聴取するため、土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに関する事項
- (2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 有識者会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係機関及び団体の役職員
- (4) 行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 有識者会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 第3条第2項第4号に掲げる者として委嘱された委員（委員長及び副委員長である場合を除く。）が、やむを得ない事由のため会議に出席できない場合において、当該委員が代理人を選任し、かつ、その旨を委員長に届け出たときは、委員長は、当該代理人を会議に出席させることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、市長公室政策企画課及び市長公室行革デジタル推進課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(最初の会議)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集し、第5条第1項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

付 則 (令和3年3月31日告示第106号)

この告示は、公表の日から施行する。

付 則 (令和5年7月19日告示第246号)

この告示は、公表の日から施行する。